

【消費生活相談メモ】

## 投資用マンションの勧誘

Q. 職場に投資用マンションを勧める電話がかかってきた。「興味がない。かけてこないで」と断ったが、その後もしつこく電話が掛かってくる。どうすればよいか。

A. 県や国の担当部署に情報提供しましょう。

マンション販売の勧誘は、宅地建物取引業法という法律で規制されています。電話による長時間の勧誘で困らせたり、怖がらせたりすること、消費者側が契約や今後の勧誘を希望しないと意思表示をしたにもかかわらず勧誘を続けることは禁止されています。このような悪質な勧誘を受けた場合、業者名と所在地・電話番号を聞き、業者に宅建免許を与えている免許権者（具体的には都道府県の宅建係や国土交通省地方整備局等）に情報提供するのが有効です。

契約の意思がなければ、業者とは話をしないようにするのが肝心ですが、断り切れず契約してしまった場合でも、クーリングオフが可能なケースもあります。早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

📞 消費生活相談窓口(内線386) 🕒 毎週木曜日 10時～15時



## 税のひとくちメモ 📞 税務課 (内線259、260)

Q: 市税を納付しないとどうなるの？

A: 督促状、催告書などによっても納付されなかった場合は、財産を差し押さえます。なお、財産の差押えは、事前の通告なく速やかに執行する場合があります。

Q: どんな財産を差し押さえるの？

A: 給与・預貯金・生命保険・売掛金・不動産・自動車など、換価が有効と判断される財産について、差押えを行います。

Q: どうやって財産を調査するの？

A: 勤務先・金融機関・生命保険会社・取引先・日本年金機構などに対して、財産の調査を実施します。

Q: 財産が発見できない場合は？

A: 調査で財産が発見できない場合は、自宅や店舗などを訪れて捜索し、直接財産を差し押さえる場合があります。

### 滞納処分の流れ



申告が義務付けられています！

## 償却資産(固定資産税)の申告は、2月1日(月)までに行いましょう

毎年1月1日時点で、市内に所有する償却資産が固定資産税の課税対象となります。今年度の申告期限は2月1日です。申告することが義務付けられていますので、期限までに申告しましょう。

### 償却資産とは？

会社や個人事業者が所有する土地や建物以外の事業用資産で、法人税または所得税の所得計算上、損金または必要経費に参入される資産です。

【例】 駐車場設備、パソコン、コピー機などの事業を営む上で必要な器具・備品・機械装置・構築物など  
※ 農耕作業用トラクターは軽自動車税種別割の課税対象になりました。

### 申告の方法は？

窓口または郵送で所定の申告書用紙を提出する、または電子申告 e L T A X を利用して申告してください。

※ 申告書用紙は窓口で配布しているほか、ホームページからダウンロードできます。

※ 個人事業主の場合は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等を参考に申告してください。

### 税額の計算方法は？

税額 = 課税標準額 (通常は評価額) × 税率 1.4%

※ 課税標準額の合計が免税点 (150万円) 未満の場合、固定資産税は課税されませんが、該当する資産を所有している場合は、申告が必要です。

### 提出・問合せ先

📞 税務課 固定資産税係 (内線257、258)

## 確定申告に関するお知らせ

### スマホで確定申告ができます

国税庁 HP 「確定申告書等作成コーナー」のスマホ専用サイトから、所得税の確定申告書が作成できます。作成した申告書をスマートフォンで送信する場合、①または②が必要です。

① マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン

② 「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載された ID・パスワード

※ 「ID・パスワード方式の届出完了通知」は税務署で取得できます。申告する本人が、顔写真付きの本人確認書類を持って、来署してください。

### 確定申告相談会場の開設期間

令和2年分確定申告の、葛城税務署での相談会場の開設期間は、**2月16日(火)～3月15日(月)**です(土・日・祝を除く)。開設期間中は、事前の予約は必要ありませんが、混雑を避けるために、入場者数を調整します。

※ 市職員による確定申告相談会の日程等は、決まり次第、広報五條等でお知らせします。

### 来署しての相談は、事前予約が必要です

上記の相談会を除き、来署して申告等の相談をする場合は、**事前予約が必要**です。必ず電話で事前に相談日時を予約してください。

【問合せ先】 葛城税務署 奈良県大和高田市西町 1-15

📞 0745-22-2721